

# 未来の長浜市を創造するまちづくり委員会

## 住民自治・行財政分科会 議事録

日 時	平成21年11月2日(月) 19:00 ~ 21:00		
場 所	長浜市民交流センター会議室		
議 題	中間とりまとめの確認について		
出席者	川西章則会長、西村和洋副会長、東野 司委員、浅見信夫委員 速水賢昭委員、小柳芳恵委員、落合武士委員、馬場鉄一委員、岡本 茂委員		
市	分科会事務局 岩根理事、武田主幹		
6町	なし		
傍聴者	あり(○人)・ <input type="checkbox"/> なし	報道機関	あり(○○新聞社)・ <input type="checkbox"/> なし

### 【協議結果】

- ① 決定事項
  - ・前回(10月 6日開催分)の議事録を一部修正承認。
- ② 次回日程とテーマ
  - ・次回日程 12月18日(金) 19:00~
  - ・次回開催場所 「長浜市役所本館3階第1会議室」
  - ・次回テーマ 「分科会の提言書について」
- ③その他
  - ・特になし

### 【主な意見】(要点筆記)

委員長	分科会の議事録から中間とりまとめ案をたたき台に、議論し、合併協議会で報告します。まず前回の議事録につきまして、何かご意見等ございましたら。
A委員	3ページ目 “例えば市にも職員適正化計画があると思うが、それに照らし合わせながら、合併後の市の必要な事務量にあわせた職員数とすべきだ。”に変更 誤字訂正
委員長	前回の議事録は、一部修正の上、承認とします。 次に、中間とりまとめですが、合併協議会に提出予定。9月末までの議事録からA4、1枚で箇条的、凝縮した形でまとめており、どの分科会も同じ形式です。
B委員	前回の議論は、集約されたい議論。軸として、市長提言の中に取り込んでいただけたら。庁舎問題も含め、幅広い提案を。
C委員	市民の声をどう行政に反映させるか。例えば、女性の声、若者の声、外国人さんの声。若者の声は、地域への思いやまちづくりへの参加が大切としながら、議会含め、反映で

きているか。外国人さんは選挙権はなく、言葉も不自由で、全体で4千人以上、西浅井町と同等の人がいる。地域の中では大切な住民で、光を当てていきたい。  
この分科会では、お金がなくてもできること、具体的、実現可能なことを提言したい。

B委員 住民自治のまちづくりの特性部分について、ある程度、支所権限を持った柔軟な予算を。自治基本条例では、6町の声の反映を。住民自らのまちづくりリーダーが必要という中で、アドバイザー設置、育成の支援も。

委員長 具体的に文章で記していきたい。合併基本計画の中の言葉をどう市長に提言するか。提言の中には、実現が難しいけれども夢があってもいい。

D委員 文章を読んだときにイメージが湧いてくるような表現や言葉で表記していきたい。

事務局 最終提言素案は、12月18日の会議で確認しようという段取りです。

E委員 提言書では、この会議の雰囲気や空気感も伝えるようにまとめたい。この経過報告では、語尾を「まちづくりをすすめるべき」とか、「活かすべき」など、提案型の文章に変える方がよい。

F委員 13日の合併協議会では、経過を説明されるが、この報告をもってどう対処されるのか。協議会でさらに議論を深めるということか。

事務局 いいえ。報告だけです。

G委員 この分科会では、地域づくり協議会のあり方、支所のあり方、自治基本条例に対する感想、いろいろ具体的な提案があった。だから、地域のあるべき姿や担うべき役割を提案していくと同時に、地域に権限を与えろとか、それを市政に反映できる仕組み、地域の意見を聞く仕組みも提言すべきだ。

H委員 中間報告は、今までの議論の報告だから、むしろ、今のままの方がいい。

A委員 ただ、合併協議会が13日で終わる。市長に提言して、行政に最大限尊重さすために合併協議会で重みをつけてほしい。

C委員 合併協議会でこれを議論する時間も余裕も全くありません。運用面など気持ちは分かりますが、実質的には無理です。提言を検証する場合は、ないわけですが。

委員長 提言は、検証しなくても提言として受け入れてもらったらいいい。提言した内容は何らかの形で反映できるように、行政側で努力していただけたらと思いますし、“協働”という文言ですから、我々も何ができるか、住民側に対しても提言をすべきだと思う。この提言は、全て行政に対しての提言だけじゃないはずですよ。

B委員 いままで具体的な意見が交わされていたので、住民自治の部分としてインパクトのある文言で表現していきたい。中間報告の語尾は、修正してはどうか。

委員長 交流をすすめることにより、地域の良さを再発見できるというくだりも、「地域の外からの文化なり交流があって初めて地域の良さが再発見できる」という意味。だから、提

言としては、もっと他の都市との交流を進めるべきだとなる。

C委員

それが具体策ですね。

委員長

今出された意見をもとに、事務局で修正いただき中間報告とします。あくまで中間という  
ことで、私と副会長に一任いただくという  
ことで、

次に、全体を通じ、議論が十分できなかった部分があれば、時間の許す中でフリーで  
ご意見をいただきたい。

A委員

若者や女性、社会的弱者の意見、そういった声なき声をどう行政に吸収していくのか。  
自治会会長、審議会、公聴会、基本条例やパブコメ、首長への手紙など、様ざま形で市  
民の声を吸収されていると思うが、意見を言いたくても言えない人もいる。住民自治の  
分野で市長に提言するので、「あらゆる方法を駆使して声なき声を吸収して欲しい」と  
いう一文を入れて欲しい。

委員長

昔は、お上にもものを申せば死罪覚悟の時代でしたが、今は様々な手法で市政への意見聴  
取の機会はあるかと思うのですが、まだ十分ではない状況ですか？

A委員

実例としてタウンバスですが、経済性と利便性から大改革する事になりました。コンサル  
を入れ、住民代表を自治会長に選んでもらい、住民の意識調査を実施。でもタウンバ  
スの利用者は全部交通弱者の人で、運転免許のない人、病院通いの人、買い物にも利用  
しないと行けない人たちの声が聞けてなかった。行政との意見交換では、地域の自治会  
長や選ばれた人たちは、十分把握しておられるので、声は反映しているという。一方、  
民生委員児童委員の方は、何の事情も聞いてもらってない。また、各地区約60人のタ  
ウンバスを育てる会をつくりメンバーからも意見を聞いたというが、結局、空バスを走  
らせ、不便で経済性も以前と変らない運行を続けている。利便性を考えて、小さな10  
人乗りくらいのバスを旧集落の細い道でも通れるようにして、小型化するべきだという  
提言は実現しなかった。

H委員

それは行政ではなく、議員の問題では。住民の声が聞けてないというのは、「議員さん  
は何しているんだ」ということ。そこを改革していかないと。

委員長

民生委員児童委員の任を誰が担っているのか知らない人もいる。勿論、民生委員児童委  
員さんから住民へ声掛けを行うことは当然ですが、住民側からももっと声を上げていか  
ないといけない。議員も住民も意識改革が大切だと思う。

A委員

行政がパブコメをやるが、あれは行政のガス抜きに過ぎない。新市がそれでは困る。行  
政側の大半の人は、とおり一遍で済まそうとして、情報はできるだけ公開しない、公開  
すれば苦情を聞かないといけない、という考え方があると思う。

委員長

長浜市のパブコメで、119件の意見のうち、人にすると3人という例があった。1人  
マニア的な方がいる。その辺も、実は住民の意識を変えていかないといけない部分。

A委員

行政は情報を広報を使って積極的に公開すべき。法的に守られたもの等は別として、そ  
れ以外の情報は全部広報で知らせて欲しい。住民も、施策の賛否が判断できる。

H委員

一番大切なのは、「誰がこの意見を伝えるか」。議員は各種団体からの意見を含め、住

民の声を聞いているのだから、どうやって届けられるかは議員次第となります。

C委員 議員さんは減りますよね、合併したら。その代替として地域づくり協議会もあるが、地域づくり協議会とはどのようにつくっておられるのか。

委員長 我々は、今抱えている課題について、みんな共通の認識を持ち、その声をいかに反映していくかという場の一つが、まちづくり協議会。地域でできるところは地域でやり、どうしてもできないところは行政や協働でやっていく。でも、出来るだけ協議会の中に住民が参画してもらい、共通認識のなかで行動していくというスタンス。

G委員 地域づくり協議会で新市のまちづくりを広げていくと言うが、地域づくり協議会をもっと権威づけしないと。例えば地域づくり協議会でまちづくりをする提案をした場合、一定のルールのもと、事業化に向けた道筋をつけるとか。名実共に地域のために役立つ組織にしていくことが大きな課題だと思う。

委員長 名張市は、予算の大半を地域づくり協議会に配分している。今の市の自治会長は1年に1回交代するので、地域全体のことを議論できない。市も協議会にウェイトをもっとおくと、末端の意見も反映しやすくなる。

B委員 基本条例に、住民自治組織の権限とか、市長に意見が言える諮問機関とか、文言で条例に残していく。条例の中で権限、自治組織の権威を高めていただきたい。

F委員 伊賀市は基本条例の中に地域づくり協議会を組み込んでいる。

委員長 旧長浜市は、自治連合がカチッとしてあり、それを解体するというのは難しい。

A委員 地域づくり協議会の存在を1条項、基本条例の中に入れてもらいたい。

E委員 分科会の意見として提案すればいい。やるべきだという表現で。

A委員 協議会への行政の支援は、どういう風に受けているのか。

委員長 私たちの地域では、地域住民である市職員が熱心に取り組んでいる。市職員としてではなく、地域住民として係わっていただくのが大事で、職員の意識改革も大事だ。

B委員 「市職員は地域で活躍するように」という、提言です。どの地域にも職員がいるので、地域に密着し模範を示すような、行政の上から指示をお願いしたい。

F委員 皆が協力し、様々な行事をやる事がまちづくりなら、既に十分やってきた。でも、みんな年をとり若者が減り下降線をたどる中、もう一度盛り上げていかないといけない。そういう意味から、長浜市、市街地と我々の感覚は大きく違う。

委員長 地域の大きな課題があると思う。その課題をみんな共通認識で議論していく協議会であってもいい。福祉の問題、少子高齢化の問題など、地域が共通して課題を取り組めないだろうかという活動を今、しつつある。

F委員 嫁さんがいないという問題は、取り上げ方含め、相当難しい。

- D委員 先程、住民の意識改革が大切だと。住民の意識を変えることで市政に声が届けるようになると意見がありました。でも、言いたくても言えない人間がいるんだ、そういう人たちの意見を集約する人間が、例えば婦人会や老人会、自治会なり、まちづくり協議会など、段階的な組織作りも必要じゃないかなと。
- H委員 下からの意見が良く出てきます。これをどういう風にまとめていくかという話。意見の言えない人もいるが、代弁者は必ずいる。
- B委員 今のシステムで、「言ってもしょうがない」という面もあると思う。いかに声を出しやすくし取り入れるか、そして報告し、情報を透明化できるか。新市においても、声を聞いていただけるシステムについて、提言できるといいと思う。
- 委員長 出来ない場合は、「この理由でできない」とフィードバックする形も。
- B委員 議員の資質についても、私らが聞く耳を持つ、一人一人が。それを上に上げる。そういう意識をもてば、手紙、意見でなくとも上手くいく。
- F委員 これだけ大きな合併になると、さらに遠のくというか、どのように今まで以上に密接に関係もたすか、システムづくりが重要になる。自治基本条例や議会基本条例、こういうものの実効性が問われる。
- 委員長 議員は皆、考え方も違うし、立場も異なる。また、ここまで聞いたら100点というものでもない。ただ、身近な議員さんは、住民代表で代弁者であるから、上にあげて納得いくよう説明してもらうのも大切な役割。
- H委員 議員ははっきり言っている。住民皆さんの声を代弁しますと。
- 委員長 民生委員さんとか地域にいろんな相談員さんが配置されていると思いますが、誰が相談員か知らないこともあり、そういう広報もこれからは大事。
- E委員 一応文章では出るのですが、読まない人が多いですね。
- F委員 広域行政では、諸団体の力は大事だ。立場からみた行政がわかるので、婦人会や老人会など、維持は大変だが、各種団体を解散しないようにしていく必要がある。いろんな立場から、団体の長が権限を持って、意見を述べる機会を減らさないようにしないと。
- A委員 行政相談員という制度が総務省にある。滋賀県も各市町にあり、行政上の困ったことはこういう人に相談することもできる。
- 委員長 かなり熱烈な意見も出た。  
次回のスケジュールは、12月18日(金)午後7時から、長浜市役所第1会議室です。